

平成27年 第9回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年5月7日(木)
開会 午後4時00分 閉会 午後5時05分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 教育理事 梅田利也
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、総括指導主事 松本明彦、
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 7 議 事
- (1) 議案第56号 京丹後市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (2) 議案第57号 京丹後市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - (3) 議案第58号 京丹後市図書館協議会委員の解任及び任命について
 - (4) 議案第59号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について
 - (5) 議案第60号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (6) 議案第61号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (7) 議案第62号 京丹後市学校給食献立作成委員会設置要綱の制定について
 - (8) 議案第63号 京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について
 - (9) 議案第64号 京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について
 - (10) 議案第65号 京丹後市立幼稚園学校評議員の委嘱について
 - (11) 議案第66号 平成27年度京丹後市指定文化財の指定について
 - (12) 議案第67号 「たんたん能 in 豊岡」の開催に係る後援について
 - (13) 議案第68号 第一回 丹後伝承の旅「昔ばなし“語りの会”」の開催に係る後援について
 - (14) 議案第69号 京丹後ロータリークラブ「おはなしフェスティバル」の開催に係る後援について
 - (15) 議案第70号 60のつどい(還暦式)の開催に係る後援について
 - (16) 議案第71号 山陰海岸ジオパーク児童・生徒研究作品コンテストの開催に係る後援について
 - (17) 議案第72号 地域の歴史を学び未来へ伝えるシンポジウムの開催に係る後援について
 - (18) 議案第73号 浦島プロジェクトVol.1.3 “イベントポスターをデザインしよう!”の開催に

係る後援について

8 その他 諸報告

9 会議録 別添のとおり（全21頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年6月2日

委員長 小松慶三

署名委員 文珠清道

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、総括指導主事 松本明彦、
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 〔欠 席 者〕 教育理事 梅田利也

〈小松委員長〉

ただ今から「平成27年 第9回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

3月5日に峰山こども園の竣工式がございました。そして、本日は委員の皆様にごども園の視察ということでご苦勞様でございました。ありがとうございました。子どもたちの姿、あるいは教育の大変さを垣間見せていただいたところがございます。峰山幼稚園、峰山保育所、それぞれ今まで培ってきた伝統の中で、取り組み時間が違うとか、いろんな問題があると思いますが、一歩ずつ前へ進んで行っていくことを願っているところがございます。

次に米田教育長から、第8回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

最初に、去る4月23日、網野中学校 能勢芳幸校長がお亡くなりになりました。

56歳の若さであるということを見ると、本人も無念であったに違いありませんし、残されたご家族もこれ以上の悲しみはありません。皆さんと一緒にご冥福をお祈りしたいと思います。

葬儀に参列させていただいて、少々救われたと思ったことは、ご長男がお別れの挨拶で「父は体を悪くしながらも、体が痛いと言いながらも仕事に出かけた。生徒や皆さんの支えが原動力になっていたと思う。悲しんでばかりはいられない。私たちも、兄弟で母を支え、進んでいきたい。」とご挨拶されました。能勢校長先生は、きっと、お棺の中で、安堵しておられたことと思います。

昨年も、お2人が現職で亡くられました。50歳の後半という年齢は、今までの無理が十分に蓄積され、自分自身が体の偏重に気づきにくいのかも知れません。忙しくても早めの診察、定例的な検診を受けるなど、お互いに健康に気を付けたいと思います。

ゴールデンウィークも済みました。今のところ児童生徒の事故のニュース等は入ってき
ていませので無事に過ごしてくれたのではないかと考えています。

こどもの日のニュースに、「14歳以下が1,617万人。昨年より16万人減。34年
連続減少、また、総人口に占める割合も12.7%で41年連続で低下した。」と報道され
ていました。

また、子どもの数が減少する一方、経済的に苦しい子供たちを支援する対策、つまり「貧
困対策」も大きく取り上げられていました。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行、平成26年8月「子
どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。その中に「“学校”を子供の貧困対
策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費の負担の軽減
を図る。」として

- ① 学校教育による学力保障
- ② 学校を窓口にした福祉関連機関との連携
- ③ 地域による学習支援

～放課後子ども教室や学校支援地域本部事業、土曜日の教育支援活動の取り組みを推進
し、放課後等の学習支援を充実する。

と述べられています。急激な「少子化対策」とあわせて、近年盛んに言われ始めた「子
どもの貧困対策」は教育委員会にとっても益々重要な課題になってくると思われま
す。

では、この1か月の動静について簡単に説明します。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈小松委員長〉

本日の会議録書名委員の指名を致します。文珠委員を指名しますのでよろしくお願
いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りを致します。

議案第56号、57号及び58号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号
の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

意義なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第56号、57号及び58号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第56、57、58号について同意)

<小松委員長>

これより会議を公開とします。

<小松委員長>

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきまして教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

橘小学校を閉校となった旧橘中学校施設に機能移転することに伴い、社会体育に利用の際の利用料について、現橘小学校の屋内運動場が狭かったため利用料を2分の1に減額をしていましたが、旧橘中学校の屋内運動場を使用することになるため、減額を行わないこととする改正を行うものです。

条文の内容を説明します。

新旧対照表をご覧ください。

別表の備考中、利用料を2分の1にする学校を列記していますが、橘小学校を削るものです。

なお、現在、中学校の施設を小学校用に改修を行っており、2学期からの移転を予定していますので、施行期日については、附則で平成27年9月1日からとします。

承認いただきましたら、6月議会に上程することとします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<小松委員長>

議案第59号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第60号及び第61号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認めます。よって議案第60号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第61号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第60号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

橘小学校を閉校となった旧橘中学校施設に機能移転することに伴い、空き施設となった橘小学校の屋内運動場とグラウンドを社会体育施設として有効活用を図るため改正を行うものです。

条文の内容を説明します。

新旧対照表をご覧ください。

第2条に社会体育施設の名称及び位置を定めていますが、「京丹後市橘体育館」と「京丹後市橘グラウンド」を加えます。

また、別表に利用料を定めていますが、両施設を加え、利用料の額については他の同様の施設と同じにします。

なお、現在、中学校の施設を小学校用に改修を行っており、2学期からの移転を予定していますので、施行期日については、附則で平成27年9月1日からとします。

承認いただきましたら、6月議会に上程することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第61号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」

説明をさせていただきます。

前議案の改正に伴い、社会体育施設条例施行に関し規定しています本規則を改正するものです。

条文の内容を説明します。

新旧対照表をご覧ください。

第3条に施設ごとに利用時間を定めていますが、「京丹後市橘体育館」と「京丹後市橘グラウンド」を加え、利用時間は他の同様の施設と同じにします。グラウンドについては夜間照明施設がないため、日没までの利用となります。

なお、施行期日は前議案に合わせ、附則で平成27年9月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第60号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

次に、議案第61号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

<小松委員長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第60号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第61号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第62号「京丹後市学校給食献立作成委員会設置要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第62号「京丹後市学校給食献立作成委員会設置要綱の制定について」説明をさせていただきます。

学校給食は、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。学校給食法に基づき実施していますが、法第9条第1項では、文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理、その他の学校給食の適正な衛生管理を図るうえで必要な事項について、維持されることが望ましい基準を定めるものとしています。

この文部科学大臣が定める学校給食生成管理基準の規定では、献立作成については、献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること、また食品の購入にあたっては、食品選定のための委員会等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重することとされていますが、本市においては、従来、栄養教諭等のみが出席する会議で献立等の作成をしていましたが、管理基準の趣旨を踏まえ、新たに両機能を備えた組織の設置することとしたため、要綱を制定するものです。

条文について説明させていただきます。

第1条では趣旨を、第2条では所掌事項、第3条では組織について、委員は15人以内とし、第2項で委員の選任要件を規定しています。

第4条では委員の任期、第5条では委員長、副委員長を、第6条では会議、第7条では意見聴取、第8条では庶務について規定しています。

なお、施行期日は附則で平成27年6月1日とし、最初の会議は教育長が招集することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第62号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

今までは、この「献立作成委員会」を設置しなくても特に問題はなかったということで、今回新たに設置ということですか。

〈吉岡教育次長〉

先ほど申し上げました国の基準では、「設置することが望ましい」ということになっていきますので、本来設置をするべきものであったと思っています。ただ、栄養教諭等の専門職が献立を作成しているということで問題はなかったのですが、2年前の大宮南小学校の食中毒事故の関係で、国から指導を受ける中で、この基準による献立作成委員会を設けた方が良いという指導を受けましたので、改めて点検をさせていただいて、保護者等の関係者が入った献立作成委員会を作るということにさせていただいたものです。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈文珠委員〉

組織の第3条で、作成委員会は、委員15人以内をもって組織すると書いてありますが、第2項の中では、委員は、次に掲げる者のうちからということで、1号から8号まであります。単純計算すると8人ですが、人数の配分等は特に決まっていますか。

〈吉岡教育次長〉

絶対にこうしなければならないというものはないのですが、担当の方で考えさせていただいて、設置要綱を作る段階で原案として持っていますのが、学校長が2人、小・中学校の給食主任が1人ずつで2人、小・中学校の養護教諭が1人ずつで2人、網野学校給食センター長が1人、栄養教諭が4人、主任調理師が2人、保護者の代表が2人、それから給食調理業務委託会社、現在は京丹後市総合サービスですが、そちらの業務責任者が1人というふうに、今のところは原案として持っています。

〈委員〉

合計16人になりますが。

〈吉岡教育次長〉

栄養教諭を3人に訂正させていただきます。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈野木委員〉

まだ今からの委員会なのでわからないと思いますが、この「献立作成委員会」が何を協議し、そこで確認したことをどのように学校給食に反映していくのかを教えてください。

〈吉岡教育次長〉

一番大きいのは、保護者代表を加えるということです。今、教育に関わるいろいろな場面で、「保護者の意見」というのはとても重要視されていますので、教育委員会内部だけで決めるのではなく、保護者の意見も聞いて献立も立てる、食材の仕入れも保護者の方に良いだろうという判断をいただく、ということが一番大きな要素だと思います。

〈野木委員〉

では、その保護者を入れた委員会の中で確認をされたことが、何か事が起こった時にどのような権限をもって、この委員会の意見が各学校に反映されるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

まず、毎月の献立を立てるのですが、その献立が良いかどうかというところから始まります。全ての献立は栄養士が立てますので、その献立を見てもらうという形になります。やり方としては毎月ということではなく、4、5か月分を一度に立てるような形になるとと思いますが、まず給食の中身から確認をしてもらうというところからです。

何かあった時には、意見を言っただくような形になりますし、一応考えているのは、PTA会長がだめでしたら会長の代わりの方、母親委員長がだめでしたら母親委員長の代わりの方、というように、お2人出ていただこうと思っています。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第62号「京丹後市学校給食献立作成委員会設置要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第63号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第63号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

教育委員会では、学校教育法施行令第18条の2の規定と、「障害のある児童生徒の就学について」の文部科学省通知に基づき、京丹後市に居住する心身に障害のある幼児児童生徒に対し、発達や障害の実態に応じた就学指導を行うため、規則を定め就学指導委員会を設置しています。

今回の改正は、就学指導に関して更なる適正化を図るための専門部を置き組織機能の充実を行うほか、組織を現状に応じた内容とするため、文言修正等を行うものです。

改正内容の説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項に委員の要件を規定していますが、専門的な医師の委嘱も視野に入れ、「校医」を「医師」に改めるとともに、教職員については私立保育所の職員の参画も対応できるよう「京丹後市立」を「京丹後市内」に改めます。

また、組織については、従来、委員会、役員会、支部の3つの機関としています。このうち、支部については旧町ごとに設置していますが、専門の医師がいない支部や、町毎によって判断等に差が生じる傾向があったため、市内全体で統一したより適正な就学指導ができるようにするため、専門部を設けることとし、第8条に追加しています。

これに伴い、第8条を第9条とし、役員会の体制を改正するとともに、以下の条番号を改正しています。

なお、施行期日は附則で公布の日としていますが、実質の運営を年度初めから行いますので、4月1日に遡及し適用することとします。

委員の委嘱については、次回の会議で報告させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第63号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

京丹後市内の保育所が民間移行という流れの中で、第3条で「京丹後市立」から「京丹後市内」というふうに文言を変えられたということは至極当然のことであり、的を得ていると思います。このように条文が整理されて就学指導が適正に行われていくということが最も望むところでありますし、お願いしたいことであります。

その中で就学指導というのは、幼児・児童・生徒に対し、その子の実態に応じた今後のよりよい就学についてアドバイス指導されるわけですが、この指導に関しては「拘束力」はないのではないかという気がしています。就学指導は、「こうしてくださいね」ということをある程度言っていくと思うのですが、こういう法律のもとで、こういった就学指導委

員会を設置し、重みがある指導ですよ、ということが言えるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

法律から言うと、学校教育法と学校教育法施行令、それから、文部科学省通知でそういうことをして就学指導を行うことが決められています。ただ、最近の障害者教育の関係では、保護者の意見を十分に聞きなさいということになっているので、その関係で就学指導と保護者との話し合いの中で、よくある話ですが就学指導委員会が「支援学級に行きなさい」というような中でも、保護者の方がやっぱり「普通学級に行かせたい」ということになる場合、いろいろな話し合いの中で結果として就学指導の意見ではない形になる場合もあるということです。

法律的なことについては就学指導をきなさいということになっているので、それよって指導を行っているということです。

〈松本総括指導主事〉

今の就学指導の流れと言いますか、障害児童生徒幼児というところにつきましては、場の決定というような、就学指導だけではなく、どんな教育的支援が行われるかというところに重きが置かれるようになっていきますので、そういう意味で、どんな支援をしていくかというところにおいても、非常に難しいケースのお子さんも出て来られますので、専門部というものを置いた形で、より専門性の高い中で判断をしていくと同時に、教育支援としてどんな支援が施されるだろうかというあたりも充実していく意味での専門部の設置というあたりで、障害児教育と言いますか、そういう就学指導を含めた特別支援教育の流れに沿った改正になるということです。

〈野木委員〉

先ほどの吉岡教育次長のお話の中の、保護者の意見を聞くようにという国の方針があると、その保護者というのは、当事者の保護者ですか。

〈吉岡教育次長〉

はい。障害がある子どもの保護者です。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第63号「京丹後市就学指導委員会規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

議案第64号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第64号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

学校評議員については、学校教育法施行規則第39条では幼稚園に、第49条では小学校に、第79条では中学校に設置できることとなっており、本市においては幼稚園及び小・中学校とも設置をすることとしていますが、設置規程の条文中、第1条の目的には、法律の引用条番号を第39条、第49条、第79条と規定していながら、第2条の設置では、小学校・中学校のみを規定しています。

よって、幼稚園が規定できていませんでしたので、これを加えることとし、これに伴い、条文中の「校長」を「校長又は園長」に改めることとします。

なお、施行期日については、附則で、本日承認いただきましたら本日告示を行うため平成27年5月7日とし、27年度の評議員の選任からの根拠とするため、平成27年4月1日から適用することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第64号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第64号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

ここで、会議の非公開についてお諮りします。

議案第65号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第65号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第65号について同意)

〈小松委員長〉

これより会議を公開とします。

〈小松委員長〉

議案第66号「平成27年度京丹後市指定文化財の指定について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第66号「平成27年度京丹後市指定文化財の指定について」説明をさせていただきます。

文化財保護法第182条第2項の規定では、地方公共団体は条例の定めるところにより、重要文化財等の国等が定める文化財以外で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができることとされており、本市においては、京丹後市文化財保護条例を定め、教育委員会はこの条例第3条第1項において、市にとって特に重要と認められるものを京丹後市指定文化財と指定することができることとしています。

また、条例第3条第3項では、指定をする場合は、教育委員会はあらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聴くものとしており、平成26年2月7日付で文化財保護審議会に諮問をしていました「霧降りの滝」と「無明の滝」の指定について、4月27日に別紙のとおり指定文化財としてふさわしいとの答申がありましたので、この二つの滝について、指定を行うものです。

二つの滝については、添付の答申書に付けています答申調書のとおりですが、京丹後市文化財保護条例施行規則第2条の規定に基づき、教育委員会が定めています指定文化財の指定基準のうち、名勝の溪谷及び溪流に分類され、風致景観の優秀なもの、名所として価値の高いものに該当すると判断するものです。

なお、本日承認いただきましたらただちに告示を行い、明日記者発表を行いたいと考えています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第66号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第66号「平成27年度京丹後市指定文化財の指定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第67号「たんたん能 in 豊岡」の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第67号「たんたん能 in 豊岡の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、本格的な能楽鑑賞の機会を提供し普及・定着を図り、伝統文化の担い手である次世代の興味関心を促し、継承の意識を高めるとともに、但馬・丹後の地域連携の中で文化振興を図ることを目的に開催するものです。

事業内容としては、添付の事業要項のとおり能楽講座と能公演が実施されます。

主催はたんたん能 in 豊岡実行委員会、豊岡市、豊岡市教育委員会の共催となっており、期日は平成27年7月11日、会場は豊岡市民会館、申請者は実行委員会の委員長 日村豊彦氏と、豊岡市民会館 中貝宗治氏 の両方から申請書が出ています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第67号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第67号「「たんたん能 in 豊岡」の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

議案第68号「第一回 丹後伝承の旅「昔ばなし“語りの会”」の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第68号「第一回丹後伝承の旅「昔ばなし“語りの会”」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、口承文芸学者の小澤俊夫氏が昔ばなし研究所を設立し、全国各地で昔ばなし大学を開催しており、丹後昔ばなし実行委員会は、丹後での開催にあたって設立された実行委員会で、平成21年より「丹後昔ばなし大学基礎コース」を開講し、終了後は「丹後昔ばなし大学再話研究会」として活動しており、活動の一環として、5月16日から17日にかけて、全国から受講者が参加する丹後伝承の旅を実施され、この機会に、京丹後市のお話を再話した紙芝居の上演など、地域の方に参加いただく「語りの会」を開催するものです。

なお、平成21年に実施された「丹後昔ばなし大学基礎講座」の際にも後援をしています。

主催は丹後昔ばなし実行委員会、期日は平成27年5月17日、会場はアミティ丹後、申請者は同会の代表 松田裕子氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第68号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第68号「第一回 丹後伝承の旅「昔ばなし“語りの会”」の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第69号「京丹後ロータリークラブ「おはなしフェスティバル」の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第69号「京丹後ロータリークラブ「おはなしフェスティバル」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、京丹後ロータリークラブが社会に奉仕する活動の一環として、福知山にある「みかんの木文庫」の皆さんによる大型紙芝居、人形劇、大型絵本人形劇等を行うフェスティバルを開催するものです。上演をされる「みかんの木文庫」は福知山市を活動拠点に長年にわたり読書活動を普及し、平成15年には文部科学大臣表彰、平成26年には日本図書協会による感謝状が贈られている団体です。

期日は平成27年5月24日、会場は峰山地域公民館、申請者は同クラブの会長 中川芳隆氏と、社会奉仕委員長 伊東眞氏の連名となっています

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第69号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第69号「京丹後ロータリークラブ「おはなしフェスティバル」の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第70号「60のつどい（還暦式）の開催に係る後援について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第70号「60のつどい（還暦式）の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、丹後町内に在住する60歳や本町出身の還暦を迎える方を対象に、積極的に生きていくため、生涯学習や地域参画のきっかけとなるように60の集い（還暦式）を開催するものです。

事業内容としては、添付のご案内のチラシのとおり講演のほか各種の事業が実施されます。

主催はNPO法人『気張る！ふるさと丹後町』、期日は平成27年6月6日、会場は丹後地域公民館、申請者は同法人の理事長 村上正宏氏となっています

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第70号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第70号「60のつどい（還暦式）の開催に係る後援について」につきましても、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第71号「山陰海岸ジオパーク児童・生徒研究作品コンテストの開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第71号「山陰海岸ジオパーク児童・生徒研究作品コンテストの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、山陰海岸ジオパークエリア内の学校に在籍する児童生徒のジオパークへの興味と関心を高めるとともに、社会科・理科研究等の推進を図るとともに、作品発表の場を設け、児童生徒の交流を促進することを目的に開催するものです。

募集期間は平成27年7月1日から9月11日、表彰式は11月、展示期間は12月から来年の3月にジオパークエリア内の公共施設や商業施設となっています。

主催は山陰海岸ジオパーク推進協議会、申請者は同協議会の会長 中貝宗治氏となっています

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第71号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第71号「山陰海岸ジオパーク児童・生徒研究作品コンテストの開催に係る後援について」につきましても、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第72号「地域の歴史を学び未来へ伝えるシンポジウムの開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第72号「地域の歴史を学び未来へ伝えるシンポジウムの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、京都府立総合資料館が地域の歴史を学び、また未来へ伝える活動をしている団体や個人を支援するために、府内各地でシンポジウムを行い、それぞれの活動について発表する機会を設けるとともに、団体等相互の人的ネットワークを構築することを目的に開催するものです。

事業内容としては、事例報告とディスカッションとなっています。

期日は平成27年7月11日、会場はアグリセンター大宮、申請者は同資料館の館長 金谷浩志氏となっています

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第72号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第72号「地域の歴史を学び未来へ伝えるシンポジウムの開催に係る後援について」につきましても、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

議案第73号「浦島プロジェクト Vol. 3 “イベントポスターをデザインしよう！”の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第73号「浦島プロジェクト Vol. 3 “イベントポスターをデザインしよう！”の開催

催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、丹後地域における有効な活用策及び人材・ノウハウ等の欠如を補うべく、地方公共団体・地域住民・地域事業等に対して実現可能性のある具体策を提案・実践することにより、当該地域の活性化を図ること等を目的に設置されたNPO法人が、3回目となる活動として、高校生を対象にフェスタ飛天の協力を得てチラシ紙面づくりのワークショップを開催するものです。

事業を通じて、参加する学生にとっては自分の可能性に対して何かしらの気づきを促すことができる、また地域貢献の一つのあり方として、自分たちが出来ることを考えるきっかけになることを期待しているとのことです。

主催は特定非営利活動法人TEAM旦波、期日は平成27年6月21日、会場はふるさと未来ステーション月庭、申請者は同法人の代表理事 土井継人氏となっています。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

<小松委員長>

議案第73号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第73号「浦島プロジェクト Vol. 3 “イベントポスターをデザインしよう！”」の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5の「その他」ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

<吉岡教育次長>

「共催」・「後援」申請に係る4月期承認について

別紙、京丹後市教育委員会「共催・後援」申請に係る承認報告書をご覧ください。

今回は、後援案件11件でございます。

申請年月日、承認年月日、申請者等については報告書のとおりですので、よろしくお願ひ致します。

続きまして各課報告をお願ひ致します。

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

5月学校行事予定について

5月学校行事予定表をご覧ください。5月9日第2土曜に多くの小中学校で土曜活用を予定しています。

その翌週、16日の土曜日、17日の日曜日については全部の中学校の春季大会が行われます。

その週の21日から5中学校の中間テストが木、金と行われて、丹後中学校だけ1週遅れて28、29に中間テストが行われます。

その他運動会や家庭訪問等、春の様々な行事が入っていますので、またご確認いただければと思います。以上です。

〈社会教育課〉

1 京丹後市高齢者大学について

別添の資料にて説明をさせていただきます。峰山学園のものを付けさせていただきます。4月24日に市全体の開講式を実施したあと、各学園の方でそれぞれ開講式を開催します。内容については各学園の一般講座と、市内で56の趣味講座を実施して、おおむね60歳以上の方を対象に、どこでも参加をしていただける体制で今年度も進めていきたいと思っております。

2 第6回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」入選作品等発表会並びに表彰式について

第6回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」入選作品等発表会並びに表彰式を、5月16日土曜日午後1時からアグリセンター大宮で開催致します。すでに6作品を選考致しました。当日その中から、金賞、銀賞、銅賞を決定していきたいと思っております。

後日教育委員さんの方には案内をさせていただきますが、ご出席の方よろしくお願ひしたいと思っております。

3 ジュニアカヌースプリント春季大会について

4 第70回国民体育大会カヌー競技京都府代表選手選考会について

5 くみはまカヌー交流大会2015について

5月16日から6月7日にかけてカヌーの大会を計画しています。今年度につきましては8月4日から全国高等学校総合体育大会でカヌー競技を実施する関係で、この大会をそれぞれ競技役員の方の講習会も兼ねて実施をしたいと考えています。以上です。

<文化財保護課>

大丹後展について

丹後展の関係で、資料を付けさせていただいています。「大丹後展」とありますが、現在、「日本のふるさと 大丹後展」という名称で進めています。

会期、主催等は、こういった形で実施する予定です。なお、後援につきましては申請予定ということですので、若干申請者が変わる可能性もあります。

裏面は関連イベントについて書いてあります。以上です。

<小松委員長>

全体を通して、何かご質問がありますか。

<小松委員長>

以上で第9回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

< 閉会 午後5時05分 >

[6月定例会 平成27年6月2日(火) 午後3時00分から]